

平成25年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年9月19日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成25年9月19日（木）9時34分 宣告

会議録署名議員の氏名 5番 前田芳樹 議員 6番 平田文夫 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	定住対策課長 八幡 哲
副町長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 山本 和博	上下水道課長 山崎 龍一
総務課長 大庭 孝久	建設課長 井川 善寿
会計管理者 井川 芳樹	総務学校教育課長 村上 孝三
企画財政課長 渡部 誠	生涯学習課長 濱田 勉
税務課長 池田 茂良	布施支所長 大上 一郎
町民課長 名越 玲子	五箇支所長 宮本 智幸
福祉課長 阿部 眞澄	都万支所長補佐 砂本 進
保健課長 長田 栄	行政係長 中村 恒一
環境課長 山川 由夫	財政係長 宇野 慎一
観光課長 吉田 隆	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 12人

1、町長提出議案の題目

- 議 第68号 平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)
- 議 第69号 平成25年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 議 第70号 平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第2号)
- 議 第71号 平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第2号)
- 議 第72号 平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第73号 平成25年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議 第74号 平成25年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第75号 平成25年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第76号 平成25年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 議 第77号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第78号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第79号 隠岐の島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例
- 議 第80号 工事請負契約の締結について〔公共下水道中町ポンプ場電気機械設備工事〕
- 議 第81号 工事請負変更契約の締結について〔伊後港西防波堤改良工事〕
- 議 第82号 工事請負変更契約の締結について〔町営住宅いわずみ団地建設工事(5工区)〕
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第1号 平成24年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成24年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成24年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 4 号 平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 24 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 24 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 24 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 24 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について
- 認定第 10 号 平成 24 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 24 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 24 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 24 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から、平成 25 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 4 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 5 番：前田芳樹 議員、
6 番：平田文夫 議員を指名します。

日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 10 月 1 日までの 13 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日から10月1日までの13日間に決定しました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成25年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

まず、この間、7つの市議会が行政視察に来られました。視察内容は、観光振興、定住促進、ブランド開発、ウルトラマラソン、竹島問題、そしてジオパークと多岐にわたりましたが、町長を始め、担当課のご協力により無事対応をすることができました。今後ともよろしくお願いいたします。

7月19日に、全国離島振興市町村議会議長会理事会・総会が東京都の全国町村議会議員会館で開催され出席いたしました。

総会では、会務報告に始まり役員を選任について協議し、会長には北海道利尻富士町議会議長の長岡俊裕氏が就任いたしました。あと、平成26年度離島の振興に関する要望について、14項目が決議されました。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行され、新成人130名の出席がありお祝いをいたしました。本町の将来を担う若者の今後の活躍に期待するところであります。

8月19日から22日まで、総務産業建設常任委員会一行が行政視察に出かけました。私も同行させていただきました。視察先は、岡山県美作市と兵庫県神河町で、美作市ではケーブルテレビシステムの構築について、また神河町では定住促進に向けた取組みについて、それぞれ調査いたしました。かなりの移動距離でありましたが、実りのある視察となりました。

8月20日から22日まで、教育民生常任委員会一行が行政視察に出かけました。今回は、岡山県美咲町を視察し、子育て支援の取組みと定住対策について調査いたしました。

両委員会の視察につきましては、後日委員長から報告があるものと思います。

8月23日には、「島根県町村議会議長会正副議長・正副委員長研修会」が松江市で開催され、6名の議員が出席いたしました。「この場面ではこう処理しよう」というテーマで説明を

受け改めて気付いたこともあり大変勉強になりました。

9月8日には、島根県総合防災訓練が旧空港跡で挙行されました。防災には、公・民間を問わずいろいろな方々の力の結集が必要であると改めて感じるとともに、それぞれの地域の防災意識を高めるよう啓発活動をより一層強化することが必要であると感じました。

9月10日には、隠岐ジオパークが世界認定を受けた祝賀セレモニーに出席いたしました。世界認定という大きな目標を達成した関係者のご苦勞に敬意を表します。しかしながら、これからが本当の勝負といっても過言ではないと思います。世界ジオパークの島として住民を巻き込み、今まで以上の取組みを推進していただきますよう何卒お願いいたします。

続いて、去る6月定例会において決議されました、議員提出議案についてお手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

次に、「議員の派遣について」別紙のとおり派遣いたしましたのでご報告いたします。

最後に、9月12日の議会運営委員会までに4件の請願・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

平成25年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑の夏も過ぎ去りました。秋の訪れを感じさせてくれる今日この頃でございますが、議員各位におかれましては益々ご壮健のご様子、何よりでございます。

本日は、平成25年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、ご多忙にもかかわらずご出席を賜り誠にありがとうございます。

先ほど、冒頭の議長の挨拶にもございましたが、近年は、いつ、どこで、どのような災害が発生してもおかしくない、そういった環境になってきているかと思えます。

ご案内のように7月28日、8月24日に発生いたしました観測史上例を見ないような大雨、集中豪雨によりまして、多大な被災となりました津和野町はじめ、特に県西部の皆様方にお見舞いを申し上げますと同時に、一日も早い復興を願うものでございます。

さて、本議会でございますが平成 25 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正、更には工事請負契約の締結、そして平成 24 年度決算認定案件など 30 件の諸議案を今回は提案させていただいております。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何卒よろしく願いをいたし冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、6 月に開催をさせていただきました「第 2 回議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず最初に、隠岐ジオパークの世界認定につきまして、ご報告を申し上げます。

去る、9 月 9 日、韓国チェジュで開催されましたアジア太平洋ジオパークネットワーク会議におきまして、隠岐ジオパークが世界ジオパークに認定されました。この間、日本ジオパークの方々や島根県を始め、関係者の皆様方には、多大なご尽力、ご支援を賜り、心からお礼を申し上げたいと存じます。

脈々と受け継がれた悠久の大自然と、島独自の生態系など多くの貴重な資源でありますとか、独特の環境から生まれました人々の営みが全世界に認められたことは、隠岐島民の誉れであるかと思えます。

今回の隠岐ジオパークの世界認定は、決してゴールではなく、新たなスタートの第一歩でもあるわけでございます。ジオパークを活用して、隠岐島の振興、活性化を図っていく「責務」と、その貴重な資源や文化を将来へ守り伝える「義務」を果たしてまいることが大きな課題であり、また目標でもあるかと思えます。

隠岐ジオパークは、その名称を「隠岐世界ジオパーク」と変更をし、島根県の支援をいただきながら、島前 3 町村及び事務局と連携いたしながら目標に向かってこれから進んでまいり所存であります。

全国各地から 300 名以上の方々が、ご来島の予定で 10 月 15 日から 18 日までの 4 日間、第 4 回日本ジオパーク全国大会隠岐大会が開催される予定でございます。大会成功に向けまして、皆様方のご支援ご協力を、今一度お願いを申し上げたいと思えます。

次に、竹島の領土権確立に関します昨今の動きについて、ご報告を申し上げたいと思えます。

日本政府は、今年 2 月内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」という室を設置いたしまして、4 月からその取組みといたしまして 5 回にわたる「領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会」が開催をされまして、7 月 2 日は山本領土担当大臣へ報告がなされた

伺っております。

7月4日でしたが、林領土・主権対策企画調整室長が島根県を訪問し溝口知事へ、翌7月5日には本町にもおいでをいただき、有識者懇談会の結果をご報告していただいたところであります。

本町を訪問されました林室長との懇談の中で、国として内外への発信の強化を進める必要性でありますとか、また、領土・主権に関する理解を国民の間で更に深めてまいりますため、特に、教育を通じた啓発の強化の必要性などを訴え、協議をさせていただいたところであります。

国におきましても、領土権問題に関する体制強化が少しずつではありますがなされてきております。竹島問題につきましては、まだまだ進展がみられない状況下にはございますが、今後も竹島の領有権の早期確立に向けまして、島根県と一緒にしまして、国の啓発施設を隠岐の島町に建設することなどを要望して、引き続きまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解ご支援をお願いいたしたいと思っております。

次に、平成25年度島根県総合防災訓練についてご報告を申し上げます。

平成25年度島根県総合防災訓練につきましては、9月8日旧隠岐空港におきまして、町内外から関係機関及び地域住民の方々概ね1,300名を超えるような皆様方にも見学をしていただきながら、大規模な訓練を実施させていただきました。

当日は心配しておりました天候も回復し、議員の皆様方を始めとする来賓の方々や、大勢の一般観覧者が見守る中、23項目に亘ります訓練が行われたところであります。

今回の訓練は、島根県と隠岐の島町が共催で開催をさせていただきまして、大災害時に本土の防災機関から支援を受けるまでの情報伝達など、関係機関相互の連携が大きなテーマとなる訓練でありました。

自衛隊、海上保安本部、日本赤十字社、県警本部、県防災航空隊、隠岐・松江・出雲消防本部など、主だった機関のほとんどに参加をしていただき、本町での防災活動を体験できたことは、本町の方々にとりまして非常に有意義ではなかったかと、このように考えているところでございます。

今後、今回の訓練の十分な検証を行いながら改善すべき点を更に改善し、より成熟をいたしました本町の防災体制の確立に向け、一段と努力してまいります考えでございます。

次に、青少年の非行・被害防止及び社会を明るくする運動メッセージの伝達式について、ご報告を申し上げます。

去る、7月4日、内閣府の「青少年の非行・被害防止メッセージ伝達式」及び法務省の「社会を明るくする運動 法務大臣メッセージ伝達式」が役場ふれあいセンターで行われ、隠岐の島警察署長から青少年の非行・被害防止メッセージを、また、隠岐地区保護司会会長様から、社会を明るくする運動 法務大臣メッセージの伝達をいただきました。

その後、保護司会や関係者の皆さんが広報車に乗り込みまして、「国民が力を合わせ犯罪や非行を防止し、犯罪や非行のない明るい地域社会を築く運動」の大切さを訴える街宣活動に出発をされたところであります。

本町といたしましても、青少年が犯罪を犯さないよう、また、非行に陥らないよう、健全育成を地域社会で支えるなど関係団体と地域が一体となり活動を進めてまいらなくてはならないと考えたところでございます。

次に、本年度のジェット便の搭乗結果について、ご報告を申し上げます。

ご案内のように、ジェット機就航8年目を迎えました今年は、去る8月1日から8月31日までの1か月間就航いたしました。機材は、昨年と同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、お蔭様で今年については1便も欠航することなく安全に運航がなされたところであります。

本年も、搭乗率80パーセントを目標に掲げて、職員及び関係者一丸となって取組みを行わせていただいたところでございますが、最終的な搭乗率は今年が一番低かったわけでありまして、72.1パーセントと残念ながら目標を大きく割ってしまう結果となりました。

今回は、団体客が対前年比441名減少するという中で、個人客は対前年比25名増加をいたしております。段々と団体客から個人客へと移行しつつあることかと思っておりますが、苦戦をいたしました大手旅行代理店の団体客の減少を、何とか個人客でカバーした形になったかと思っております。期間中に町民の皆様方を始め関係者の皆様方に、深いご理解とご協力をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

本年の結果を分析し、来年度に向けて就航期間の延長と、念願であります東京隠岐直行便の実現を目標に取り組んでまいりたいとこのように考えまして、国当局にもこれから交渉してまいりたいと考えております。

次に、フジドリームエアラインズのチャーター便運航につきまして、ご報告を申し上げます。

6月議会におきましてご報告いたしました。昨年に引き続き7月12日と7月14日に静岡市に本社を置く、株式会社フジドリームエアラインズによります名古屋小牧空港と隠岐空

港を結ぶチャーター便の運航が今年も行われました。

使用機材は、エンブラエル社の76人乗りジェット機でございました。小牧空港から観光ツアーの72名のお客様をお迎えし、逆に隠岐空港からは56名のお客様に中部地方の観光をお楽しみいただけたかと思っております。

また、9月5日から21日までの奇数日に名古屋 隠岐 福岡を9往復し、隠岐2泊3日のツアーのお客様をお迎えすることとなり、期間中の集客者数は、1,200名を超えるものとなっております。昨年度から利用好調な中部圏に、九州圏の運航も追加したのですが、特に、福岡からの集客が好調のようで満席も相次いでいるとのことでした。

このことから、今後も日本の中部圏及び九州圏からの継続的な誘客が期待できますことから、今回のチャーター便で実績をつくり、次へとつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告を申し上げます。

去る、7月24日から29日の間、3回目となります大相撲八角部屋の隠岐合宿が開催されました。

今年は、隠岐郷土力士後援会が事務局となって合宿の運営を行ったところであります。親方及び隠岐の海関を含めた郷土力士6名のほか、八角部屋の力士など、総勢33名の方々が来町をなさったところであります。

中学校や保育所、あるいは福祉施設の訪問に加え、今年は中条、中村地区での交流会も行っていただいたところであります。ご支援、ご協力を賜りました島民の皆様方に、この場をお借りしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

現在、大相撲九月場所が開催されておりますが、隠岐合宿で培った英気、体力により、すばらしい成績をそれぞれ挙げていただくのではないかと大きく期待を寄せているところであります。

次に、国土交通大臣杯 第6回全国離島交流中学生野球大会につきまして、ご報告を申し上げます。

国土交通大臣杯 第6回 全国離島交流中学生野球大会が、8月19日から22日にかけて、長崎県壱岐市において全国の離島の代表22チームが参加をいたしまして盛大に開催されました。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校、五箇中学校の3校の3年生16名で『隠岐の島あんなやらず』というチームを結成いたしまして、全国の離島の仲間たちとの交流、そして昨

年度に引き続き優勝を目指して頑張ってきたところでございますが、残念ながら勝利を掴むことはできなかったということでございます。

子どもたちは、この大会を通じ、一人ひとりが全国の離島が持つ役割や人々が離島に住む意味を考え、ふるさとのありがたさを改めて感じ、将来の隠岐の島町を担う若者へと成長するものと信じてやまないところであります。

また、この大会に向け6月末から諸準備を始め、隠岐の島町の代表として力いっぱいプレーをいたしました『隠岐の島あんやらず』の選手の皆さん、2か月にわたり熱心に選手を指導していただいた、平井監督、滝下・名越両コーチを始め、壱岐市まで応援に駆けつけていただくなど、子どもたちを側面から支えてくださいました保護者の皆様方に改めて感謝を申し上げ、報告とさせていただきますと思います。

次に、隠岐の島町関西ふるさと会総会の開催等出郷者の会、関係業務につきまして、ご報告を申し上げます。

去る6月23日に、隠岐の島町関西ふるさと会総会の設立総会が大阪市において開催されました。今まで「関西西郷会」等、本町の旧町村単位で活動されておられました出郷者の会が、関係役員のご尽力により一本に統合されまして、めでたく総会が開催されたものでございます。

当日は、約230名の出郷者の方々のご出席のもと、盛大に開催されましたが、このときには私が他の会議がありまして副町長に出席をさせましたが、隠岐の島を想う熱い気持ちを再認識させていただいたと、このように報告をいただいたところでございます。

また、9月1日に開催されました、伝統の「八朔牛突き大会」におきましては、関東・関西の出郷者の会がオーナーとなりまして、それぞれ1頭ずつ牛をあげられ、大会に大きな華を添えていただいたところでございます。

これは、昨年度に引き続き、隠岐の島町観光協会が実施しております、牛突きオーナー制度にご協力をいただいたものでございまして、そして実現をさせていただいたところであります。大会にあわせ帰省いただき、大会を楽しんでいただいたと思っております。

このことは、多くの課題を抱える隠岐伝統の牛突きの保存・伝承に大きなお力添えになったという事例でございまして、更にこれを充実してまいりますように、我々としても検討をしております。

最後に、株式会社あいらんどの経営状況報告書及び隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価報告書につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社あいらんど経営状況報告書につきましては、去る、9 月 9 日、隠岐の島町議会議長に提出させていただいております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書につきましても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、説明責任を果たしていくため、評価委員会の意見を添えて、議長へ提出をいたしました。

それぞれの内容につきましては、各常任委員会におきまして所管課から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今朝ほど、全国学力テストの結果が届きました。隠岐の島町の小学校のはちょっとまだ低いところがありますが、中学校は国語、数学は何れも全国平均よりも、今、上に数値が上がってきたという報告がございましたが、大変喜んでいるところでございます。

以上、主な事項につきましてご報告を申し上げますが、6 月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、行政報告資料としてまとめ掲載をいたしておりますので、あとでまたご覧いただきたいと思います。

以上をもちまして、私の行政報告を終らせていただきます。

議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終ります。

日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 68 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)」から諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの 16 件と認定第 1 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 件、計 30 件を一括して議題といたします。

日 程 第 6、提案理由の説明

ただ今議題となりました 30 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

本日も提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議第 68 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)」から議第 76 号「平成 25

年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)」までの9件の補正予算についてご説明を申し上げます。

議第68号の「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、1億2,460万4千円の減額でありまして、補正後の予算額を150億2,402万2千円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動及び退職組合負担金の人件費、町単道路改良事業、障がい者避難施設整備事業、各種施設の空調設備等修繕費等の追加、また、本年度当初予算におきまして計上しておりました漁港、港湾改修事業及び住宅建設事業でございますが、その後の国の補正予算に基づきまして前年度3月補正で対応しておりましたので、予算がだぶって計上されております当初予算計上分を、減額補正させていただくものであります。

これらの財源でございますが、国・県補助金等の特定財源の他、町債を補正させていただいたところであります。更に、普通交付税及び臨時財政対策債が確定いたしましたので、併せて補正計上をさせていただいております。

また、「第2表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして限度額の変更を行っております。

次に、議第69号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2,385万7千円の追加でございます。補正後の予算額を20億1,635万7千円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の増額と、平成24年度分の療養給付費等に係る国庫補助金の精算による償還金を増額補正するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金、基金繰入金及び前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、議第70号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第2号)」についてでございますが、歳入歳出の補正額は70万円の追加でありまして、補正後の予算額を8,744万円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の増額でございます。

財源につきましては、前年度繰越金を充当させていただきたいと思っております。

次に、議第71号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第2号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、84万1千円の

減額でございます、補正後の予算額を 1 億 4,887 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の減額と施設維持管理費、一般事務費を増額補正させていただいております。

これらの財源につきましては、一般会計からの繰入金を充当するものでございます。

次に、議第 72 号の「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算(第 1 号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、80 万円の追加でございます、補正後の予算額を 1 億 7,010 万円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人事異動に伴います人件費の増額補正であります。

財源につきましては、前年度繰越金を充当させていただきますが、都万診療所の福良先生が緊急入院を日赤の方にいたしまして、一日も早い回復をお祈りいたしているところでございます。

次に、議第 73 号の「平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2,995 万円の減額でございます、補正後の予算額を 4 億 4,955 万円とするものであります。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の増額をする必要が生じました。それから本年度当初予算に計上しておりました近石簡易水道統合整備事業につきまして、国の大型補正予算で、3 月補正で対応することになりましたので、当初予算計上分をこれも減額させていただくものであります。

財源につきましては、国庫補助金及び地方債並びに一般財源でございます。

また、「第 2 表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして限度額の補正をさせていただくものであります。

次に、議第 74 号の「平成 25 年度隠岐の島下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、2 億 2,542 万 3 千円の減額でございます、補正後の予算額を 9 億 8,217 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の減額補正と、本年度当初予算に計上しておりました、公共下水道及び大久漁業集落排水施設整備事業につきましても、これも 3 月補正で対応することになりましたので、当初予算計上分を減額補正し、また、五箇地区公共下水道施設整備事業では事業促進を図るため、増額補正するものであります。

財源につきましては、国庫補助金、地方債及び一般会計繰入金を充当させていただくもの

でございます。

また、「第 2 表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、これについても限度額の補正をさせていただくものでございます。

次に、議第 75 号の「平成 25 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、110 万円の追加でございます。補正後の予算額を 2,520 万円とするものであります。

補正の主な内容は、訪問看護車両の老朽化に伴います車両購入費を計上させていただいております。

財源につきましては、国庫補助金、前年度繰越金及び一般会計繰入金を充当させていただきたいと思っております。

次に、議第 76 号の「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

収益的予算（3 条予算）の補正額は、収支ともに 150 万円の追加でございます。補正後の予算額を、収入では 2 億 8,982 万 3 千円、支出では 3 億 627 万 9 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、消火栓の新設などによりまして 150 万円を増額補正するものでございます。

また、資本的予算（4 条予算）の補正額は、収入では 7,800 万円の減額、支出では 450 万円の追加でございます。補正後の予算額を収入では 9,048 万 2 千円、支出では 3 億 2,207 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、高度浄水施設整備事業によりましては、国の補正に基づき前年度 3 月補正で対応いたしておりますので、当初予算計上分を減額補正し、県道及び消火栓工事の計画変更に伴います配水管の整備費といたしまして 450 万円増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、議第 77 号から議第 79 号までの 3 件につきましては、条例の一部改正に関する議案でございます。

まず、議第 77 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

隠岐の島町税条例につきましては、3 点について必要な改正を行わせていただくものとい

たしました。

一点目は、町税に関する処分や行為については、その理由を付記することを除いて、隠岐の島町行政手続条例の適用を除外する規定を整備するものでございます。

二点目は、軽自動車税について、軽自動車の登録、譲渡、廃止等の異動を正確に把握し、適正な賦課処理を行うために、納期を現行の4月から1か月後の5月に改正をさせていただくものでございます。

三点目は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、個人の町民税の公的年金等からの特別徴収制度の改正や、公社債・株式等にかかわります所得に対します課税の改正を行う必要が生じたため、関連いたします町税条例の一部を改正させていただく条例案であります。

次に、議第78号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてありますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものであります。

今回の主な内容は、公社債・株式等にかかわります所得に対する課税の改正でございます。

次に、議第79号の「隠岐の島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例」についてでございますが、IT企業への支援要件を島根県の増加常用従業員が3名以上に適用するという優遇制度に合わせまして、更なる誘致活動を展開してまいりますために、私どもの方の条例も改正させていただくものであります。

続きまして、議第80号から議第82号までの3件につきましては、工事請負契約及び工事請負変更契約の締結に関する議案でございます。

まず、議第80号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道中町ポンプ場電気機械設備工事〕」についてご説明を申し上げます。

去る9月4日、5者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社旭電気が落札をいたしましたので、同社と契約金額5,670万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第81号「工事請負変更契約の締結について〔伊後港西防波堤改良工事〕」につきましては、当初計画より事業費が減額をされたことから、消波ブロック2個の製作を取り止めてまして工事を減額するものでございます。

また、東日本大震災の復旧工事に伴い資材等の受注が東北地方に集中いたしましたため、消波ブロックの型枠が計画どおり確保できなくなったことから、製作に予定以上の日数がかかる

ことになりました。工期の延長を行うことが必要になりました。併せまして契約内容を変更する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、議第 82 号「工事請負契約の締結について〔町営住宅いわいずみ団地（5 工区）〕」につきましては、公営住宅の国が定める省エネルギー対策等級が 3 から等級 4 に基準が格上げされたため、住宅の開口部や断熱などに使用する資材をより気密性を高めた資材にしなければならなくなりましたことから、契約内容を変更する必要が生じたので、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、藤野富子氏が本年 12 月 31 日をもちまして任期満了となります。新たに前原栄子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして議会の意見を求めたいと思います。

次に、認定第 1 号の「平成 24 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 14 号「平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 14 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、決算書の調製を終え監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、財政健全化法により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても監査委員の審査に付し、同法第 3 条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告させていただくものでございます。

まず、一般会計決算の概要でございますが、歳入総額は 154 億 2,628 万 8,569 円、歳出総額は 151 億 8,922 万 1,208 円の決算となり、歳入歳出の差引額であります形式収支額は、2 億 3,706 万円余の黒字となりました。次年度への繰越財源を控除した実質収支額は、1 億 7,922 万円余の黒字となったところでございます。

続きまして、平成 24 年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明を申し上げます。

財政の弾力性を示す経営収支比率は、前年度より 1.0 ポイント低くなり 88.2 パーセントとなっております。このうち公債費の比率は、36.4 パーセントから 33.2 パーセントと改善をしております。

しかしながら、町財政の主要財源が地方交付税である本町にとりまして、その額で財政指標が左右されることから、その動向に留意しつつ、更なる行財政改革の取組みが必要な状況には何ら変わりはないということを申し上げます。

なお、地方債の残高につきましては、起債の発行抑止の取組みの効果もございまして、前年度比で4億程度が減額となりまして、232億5,778万円余りで、着実にこれは減少をさせてまいってきたかと思えます。

基金の残高につきましては、前年度比で2億1,791万円余りを増額し、44億2,630万円の残高と今なっています。

次に、各特別会計についてであります。厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保いたしまして、黒字決算とすることができたかと思えます。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書を始め、配付をさせていただきました決算関係書類をご覧くださいますようお願いをし、説明を省略させていただきますので了承をお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づきます判断比率につきましてご報告をいたします。

この判断比率には、財政状況をフロー的にみる、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及びストック的にみる将来負担比率の4つの指標でございます。

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の2つの比率につきましては、本町の場合は前会計で黒字決算でございますので、算定の対象外になっております。算定はする必要はないということです。

実質公債費比率につきましては、3か年平均で表す指数が前年度の18.2パーセントから17.2パーセントへと1ポイント改善され、いよいよ18パーセント未満になったところでございます。従いまして、これまで起債比率18パーセント以上の場合は知事の許可が必要でしたが、これからは知事の同意案件に変わってきたということで、少し改善を図らせていただいたところであります。

また、将来負担比率につきましては、基準数値350パーセントに対しまして、本町の比率は94.9パーセントであります。昨年より1.4ポイント上昇いたしました。これは、普通会計では地方債残高は減ってはおりますが、公営企業債、下水道です。及び広域連合負担(仁万の里建て替えによる負担)が増額となったことから、こういうことになったわけでありませぬ。

もう一点、公営企業における資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業

がございますが、資金不足になっていないことから対象外であることをご報告申し上げたいと思います。

以上、30件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議をいただきまして、適切にご決定を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由のご説明に代えさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いたします。

議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7、決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査委員

番外（代表監査委員 大西利明）

平成24年度一般会計及び特別会計の審査及び平成25年度定期監査を次のように実施いたしましたので、その結果及び意見・要望について報告いたします。

実施期間は、平成25年8月26日から8月29日の4日間実施いたしました。

審査及び監査対象会計件数は、一般会計が1件、特別会計が12件でございます。

審査及び監査の状況ですが、決算審査につきましては、平成24年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果につきましては、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同付属書類の計数はそれぞれ正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金並びに有価証券について、正確に処理及び整理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見についてであります。一般会計では予算額165億9,805万9千円に対し、収入済額は154億2,628万8,569円で、収入率は92.9パーセントとなっております。

また、支出済額は、151億8,922万1,208円で執行率は、91.5パーセントとなっており、決算の結果は、2億3,706万7,361円の剰余を生じております。

特別会計12件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしまして、予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

課題でございますが、町税並びに法令等に基づく分担金負担金及び使用料手数料等の滞納処理について、納税推進係を中心として徴収業務に努めていることについては評価するものではありませんが、滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも徴収業務に努力するよう望むものであります。

次に、不納欠損処理については、個々の滞納者の実態調査並びに法的根拠に基づき適正な処理に努めていただきたい。

三番目に公金の取扱いについてであります。最近県内外を問わず自治体だけでなく民間団体等でも不祥事件が新聞紙上等でよく報道されております。本町においては、このような不正行為がおこらないよう強く要望いたします。

以上、平成 24 年度各会計決算審査及び平成 25 年度定期監査の報告といたします。

続きまして、平成 24 年度上水道事業会計決算審査報告をいたします。

審査日は、平成 25 年 7 月 10 日、1 日間であります。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容について審査をいたしました。

審査の報告といたしまして、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。

また、予算の執行についても適正であったことを認めました。

審査意見について、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支については、収益的収入関係では、給水収益は前年に比し、330 万円余りの減となっております。収益的支出関係では、資産減耗費、雑支出などにより 620 万円余りの増となっておりますが、今年度は 17 万 5 千円余の黒字決算となっており、今年度末の累積欠損額は 2,908 万円余であります。

課題といたしましては、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進係と連携を図り、収納率の向上に努めていただきたい。

予算の執行にあたっては、より効果的にまた、経費節減に努めていただきたいと思っております。

以上、平成 24 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

議長（石田茂春）

以上で、「決算審査報告」を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時35分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時50分）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時50分）

（全員協議会開会宣告 10時50分）

議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時55分）

日程第8、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日、9月20日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9月24日、火曜日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

（散会宣告 11時56分）

以下余白